

平成 20 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名：シチズンホールディングス株式会社  
(コード：7762 東証第 1 部)  
代表者名：代表取締役社長 金森 充行  
問合せ先：常務取締役 株式 I R 室担当 山田 修  
(TEL：042-468-4934)

## 株式会社ミヤノ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社ミヤノ（コード番号：6162 東証第二部、以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は平成 19 年 3 月 23 日に公表した新中期経営方針に基づき、「小型細精密技術を軸とした安定収益事業と成長事業のポートフォリオバランスの取れた『高収益』企業」を目指す姿とし、平成 22 年 3 月期において営業利益率 10%以上を目標値として掲げております。この間の経営施策として、「事業ポートフォリオ戦略の見直し」、「ガバナンスの強化」、「財務戦略の再構築」を重点的に取り組んでおります。また、同方針において「産業用機械事業」を高収益が望める中核事業のひとつとして、事業の強化、及び M&A・事業提携による成長戦略を積極的に進める対象事業として位置づけております。

当社は、当社、当社子会社であるシチズンマシナリー株式会社（以下「シチズンマシナリー社」といいます。）及び対象者の間で平成 19 年 1 月 15 日付けで締結された資本及び業務提携契約（以下「資本及び業務提携契約」といいます。）に従い、対象者普通株式の 17,500,000 株（平成 20 年 8 月 25 日現在における対象者の発行済株式総数の 29.90%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を平成 19 年 1 月 24 日付けで取得し、以降対象者を持分法適用関連会社としてまいりました。この度、当社、シチズンマシナリー社と対象者との資本及び業務提携を更に強固なものとするために、当社、シチズンマシナリー社及び対象者の間で平成 20 年 8 月 21 日付けで合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本公開買付けは、本合意書に基づき、当社と対象者との資本提携を更に強固なものとし、対象者を当社の連結子会社とすることで、当社がより対象者の経営に参画し、両社の企業価値の極大化に向けた相乗効果（シナジー）を実現することを目的として、対象者の発行済株式総数の 34.66%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）に相当する 20,283,000 株を上限として、実施するものであります。

対象者は昭和 4 年に東京亀戸で工業用精密鑄の工場として操業を開始、昭和 16 年に長野県坂城町

に移転、戦後はライター鏝の製造を開始、ライター鏝の製造のために自社用自動旋盤を自社開発しました。その後、同業他社の強い要請に応え、自社用自動旋盤の外販を開始し、現在は、主軸台固定型 NC 自動旋盤及びチャッカ型 NC 旋盤では、主として自動車業界向けなどを中心に確固たる地位を築いております。

主軸台移動型 NC 自動旋盤メーカーとして業界をリードするシチズンマシナリー社と、主軸台固定型 NC 自動旋盤メーカーとしての第一人者の地位を築いている対象者は、資本及び業務提携契約に基づいて、両社の独立性を保ちながらも、それぞれの得意技術に経営資源を集中させ、開発、調達、生産及び販売・サービスにおいて協業することで、以下のように効率的な事業領域の拡大及び工作機械業界でのポジションの向上にむけて努力してまいりました。

すなわち、提携推進委員会を設置し、開発、調達、生産及び販売・サービスなどの各分野で協業を検討してまいりました。その結果、販売面では、欧州地域などでそれぞれの販売代理店を相互活用して販売の促進に努め、開発面では、OEM 供給に関する契約書（平成 19 年 3 月 23 日付けでシチズンマシナリー社と対象者間で締結。以下「OEM 供給に関する契約」といいます。）及び技術実施許諾契約書（平成 19 年 10 月 15 日及び平成 20 年 1 月 17 日付けで当社、シチズンマシナリー社と対象者間で締結。以下併せて「技術実施許諾契約」といいます。）を締結し、具体的な協業を進めてまいりました。また、対象者は技術実施許諾契約に基づいて、平成 20 年 7 月に当社の制御技術（重畳制御技術）を活用した新製品 BNX を開発し、新製品発表を行いました。

こうした各種の協業や各階層における交流の深まりにより、当初の資本及び業務提携の成果が実現されはじめており、更に協業を深耕させたいという認識が両社で深まってまいりました。これらを背景に、両社が保有する知的財産や製造拠点のネットワーク、開発力、効率化された生産設備や卓越した技能工のもつ製造技術・ノウハウ、海外の販売網等を含む経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが必要であると考え、強固な資本及び業務提携を実現し、提携効果の具現化を加速するため、対象者の議決権の過半数を有する親会社としてより対象者の経営に参画することを目的として、本合意書の締結及び本公開買付けの実施を決定いたしました。

シチズンマシナリー社は、「シンコム」ブランドで小径長尺精密部品の加工に最適な主軸台移動型 NC 自動旋盤を、一方、対象者は「ミヤノ」ブランドで中径短尺部品に適した主軸台固定型 NC 自動旋盤を製造・販売しております。また、両社は「シンコム」及び「オーシャン」ブランドで、成形材加工部品用のチャッカ型 NC 旋盤も展開しております。今後は、これらの相互補完関係にある製品群を統一した事業戦略のもとで、それぞれの独自性と強みを残しながら、開発、生産及び販売の強化を図り、NC 自動旋盤事業の事業価値の極大化を目指してまいります。部品の内製化、共同購買、生産の最適配分、海外販社を含む販売・サービス体制の効率化など、本合意書に基づく協業を進めることで、事業価値の極大化に向けたシナジーの具現化を図ってまいります。

## (2) 本公開買付け実施後の経営方針

本公開買付けの実施後は、両社がそれぞれ培ってきた企業風土や独自の文化を生かしながら、両社間の提携関係をより強化し、協業を深めてまいります。工作機械事業においては、熟練の技能工、独自のものづくりの思想、並びにメンテナンスやアフターサービスを通じた顧客との信頼関係が極めて重要であり、競争力の源泉となっております。従いまして、両社の独自性を維持しつつ、両社の事業基盤を効率的に相互活用し、事業を発展させる方針で経営を進めてまいります。具体的な協業の戦略としては、現在進行中である生産面における生産拠点の協業の拡大、販売面における相互

の営業基盤の積極活用、開発面における機械要素の基礎開発の共同化や両社がこれまで築いてきた得意技術や特許などの相互供与など、両社のシナジー効果が早期に見込まれる領域での協業を早急に達成するとともに、人的資源の交流等今まで未着手であった領域における提携の可能性を積極的に検討し、更なるシナジー効果の発現を達成すべく、協業を推進してまいります。対象者の役員については、現在シチズンマシナリー社の取締役である中村豊が就任しておりますが、本合意書の規定に従い、当社は、本公開買付けによる株式の買付け後、当社の指名する3名以内の者を対象者の取締役として推薦できるものとし、対象者は、平成21年3月開催予定の対象者の第66期定時株主総会において、かかる被推薦者を対象者の取締役として選任する旨の議案を上程します。

### (3) 本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成20年8月21日開催の同社取締役会において、本合意書を締結の上、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。なお、対象者の取締役のうち、シチズンマシナリー社の取締役を兼務する中村豊は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、対象者における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していません。

### (4) 上場廃止の有無について

対象者株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であります。従いまして、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限(20,283,000株)を設定しております。

今回取得する株式を含め、対象者株式については、当面継続保有する予定であり、また、本書面の提出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ミヤノ	
② 事業内容	NC旋盤、自動旋盤及びその周辺機器類の製造、販売	
③ 設立年月日	昭和18年7月20日	
④ 本店所在地	長野県上田市住吉36番地	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 佳春	
⑥ 資本金	2,651,250千円(平成19年12月31日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成19年12月31日現在)	シチズンホールディングス株式会社	29.90%
	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	13.86%
	モルガン,スタンレー,アンド,カンパニー,インターナショナル,ピーエルシー	6.28%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.76%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	4.34%
	CBC株式会社	4.27%
	丸紅株式会社	2.57%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.16%
	野村信託銀行株式会社(投信口)	0.99%
	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	0.85%

⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の 29.90%に相当する 17,500,000 株を保有しております。(平成 20 年 8 月 21 日現在)
	人的関係	当社の子会社であるシチズンマシナリー社の取締役 1 名が対象者の社外取締役に就任しております。
	取引関係	当社の子会社であるシチズンマシナリー社は、OEM 供給に関する契約に基づき、対象者より対象者製品の製造及び供給の委託を受けています。また、シチズンマシナリー社は、技術実施許諾契約に基づき、対象者に対し製品及び技術の提供をしております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 8 月 25 日（月曜日）から平成 20 年 10 月 15 日（水曜日）まで（35 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき 300 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 20 年 8 月 20 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 183 円から 189 円

類似会社比較法 194 円から 306 円

DCF 法 246 円から 322 円

まず市場株価平均法では、平成 20 年 8 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値、及び直近の重要事実公表日の翌日である平成 20 年 7 月 17 日か

ら基準日までの終値の単純平均値を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を183円から189円までと分析しております。なお、直近の重要事実とは、平成20年7月16日に対象者より公表された「平成20年12月期 業績予想の修正に関するお知らせ」を指しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を194円から306円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成20年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を246円から322円までと分析しております。

当社は、野村証券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、対象者に対する法務・財務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の上場時以来の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年8月21日に開催された当社取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり300円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成20年8月20日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の183円に対して63.9%（小数点以下第二位四捨五入）、平成20年8月20日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値188円（小数点以下四捨五入）に対して59.6%（小数点以下第二位四捨五入）、平成20年8月20日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値208円（小数点以下四捨五入）に対して44.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれを加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、資本及び業務提携契約に従い、対象者普通株式の17,500,000株（平成20年8月21日現在における対象者の発行済株式総数の29.90%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を平成19年1月24日付けで取得し、以降対象者を持分法適用関連会社としてまいりました。この度、当社、シチズンマシナリー社と対象者との資本及び業務提携を更に強固なものとするために、当社、シチズンマシナリー社及び対象者の間で平成20年8月21日付けで本合意書を締結いたしました。

本公開買付けは、本合意書に基づき、当社と対象者との資本提携を更に強固なものとし、対象者を当社の連結子会社とすることで、当社がより対象者の経営に参画し、両社の企業価値の極大化に向けたシナジーを実現することを目的として、対象者の発行済株式総数の34.66%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）に相当する20,283,000株を上限として、実施するものであります。

以上を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成 20 年 8 月 20 日に取得しております。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 183 円から 189 円

類似会社比較法 194 円から 306 円

DCF 法 246 円から 322 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する法務・財務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の上場時以来の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成 20 年 8 月 21 日に開催された当社取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 300 円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
20,283,000 株	—	20,283,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」(以下「買付予定の上限」といいます。)

(20,283,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定の上限 (20,283,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法 (以下「法」といいます。) 第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (以下「府令」といいます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります (株券が公開買付代理人 (後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。) を通じて株式会社証券保管振替機構 (以下「証券保管振替機構」といいます。) により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式(最大934,000株)についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,500 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.45%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	146 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.25%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	20,283 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	57,418 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付予定数」に係る議決権の数(20,283,000株)を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(対象者が保有する平成19年12月31日現在の自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年3月26日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成19年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」に各特別関係者の所有株券等(但し、対象者が平成19年12月31日現在所有する自己株式を除きます。)のうち潜在株券等に係る議決権の数の合計を加えた数(57,472個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,085 百万円

(注) 「買付代金」には、買付予定の上限(20,283,000株)に1株当たりの買付価格(300円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成20年10月22日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株

券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、送金等の方法によりお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（もしくは公開買付代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の上限（20,283,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定の上限（20,283,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（1,000 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たない場合は、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限を超える場合は、買付予定の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行お

うとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付け開始公告日 平成20年8月25日（月曜日）

(11) 公開買付け代理人 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

② 当社は、平成20年8月21日付けで、シチズンマシナリー社及び対象者の間で、大要以下の事項を内容とする本合意書を締結いたしました。

(i) 本公開買付けの開始と賛同

当社は、対象者が、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「本賛同決議」という。）を行いこれが公表かつ維持されていること、本合意書締結日以降対象者の事業に対する重大な悪影響又はその他の本公開買付け若しくは本合意書において企図されている取引に重大な悪影響のある具体的な事実が発生又は判明していないこと等の一定の条件が満たされていることを前提条件として、平成20年8月25日に本公開買付けを開始する。対象者は、本公開買付けに賛同する取締役会決議を行った旨を公表するとともに同内容の意見表明報告書を提出し、本公開買付けに関して当社が合理的な範囲で要請する行為を行い、本公開買付けに協力する。対象者は、本公開買付けが、対象者の平成18年6月12日開催の取締役会及び平成18年6月28日開催の臨時株主総会において承認された大規模買付ルールが適用される大規模買付行為（以下「大規模買付行為」という。）に該当しないことを確認する。

(ii) 賛同決議の維持及び大規模買付行為に関する協議

対象者は、本公開買付けの期間中、本賛同決議を取消又は撤回しないものとする。ただし、本賛同決議を取消又は撤回しないことが、対象者の取締役役に法律上課されている義務の違反を構成するおそれがある場合はこの限りではない。また、対象者は、本合意書の有効期間中、買付者以外の第三者から大規模買付行為の提案がなされた場合には、買付者と誠実に協議し、また買付者を含めた対象者株主の共同の利益の確保・向上の観点を踏まえた上で、かかる大規模買付行為への対応を行うものとする。

(iii) 資本及び業務提携契約の継続

資本及び業務提携契約及び同契約に基づき締結された個別契約は、本公開買付け後も引き続きその条項に従って効力を有するものとする。なお、本合意書並びに資本及び業務提携契約に基づく資本及び業務提携の概要は以下のとおりである。

- (a) 当社、シチズンマシナリー社及び対象者は、資本及び業務提携契約に基づく業務提携を更に推進させる必要があるという認識を共有していることを確認し、今後の更なる業務提携の実現に向けて、それぞれ最大限努力する。
- (b) 対象者、当社及びシチズンマシナリー社は、対象者が使用している「ミヤノ」及び「Miyano」のブランド（商標、商号を含むが、これに限られない。）の価値を認識し、対象者がその使用を継続することを確認する。
- (c) 当社及びシチズンマシナリー社は、業務提携の存続期間中、対象者株式の東京証券取引所における上場の維持に協力することを確認する。
- (d) 対象者は、平成 22 年 1 月 15 日までの間、対象者の総株主の議決権に占める当社の保有に係る議決権の割合が希薄化する、又は希薄化する可能性のある、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他対象者の株式を取得できる権利（以下総称して「募集株式等」という。）の発行、処分又は付与（以下総称して「募集株式の発行等」という。）をしようとする場合には、募集株式等の内容及び募集株式の発行等に係る条件について、事前に当社と協議の上決定する。対象者は、当社に対して、かかる募集株式の発行等の直前の時点における持株比率を維持するために必要な数の募集株式等を割り当てる。
- (e) 当社は、平成 22 年 1 月 15 日までの間、資本及び業務提携契約の規定に基づく株式取得及び当社以外の第三者から大規模買付行為の提案がなされた場合を除き、対象者の事前の書面による承諾がない限り、自ら又は子会社を通じて、対象者株式を取得又は保有してはならない。
- (f) 当社は、平成 22 年 1 月 15 日までの間、対象者の事前の書面による承諾がない限り、資本及び業務提携契約の規定に従い取得した対象者株式を、第三者への譲渡又は担保設定その他の処分（包括承継を除く。以下「処分等」という。）をしてはならない。但し、i)かかる処分等の実行後、対象者の発行済株式総数に占める当社の保有する対象者株式の割合が 20%を下回らない場合、及び、ii)当社の子会社に対する処分等の場合は、この限りではない。
- (g) 当社は、本公開買付けによる株式の買付け後、当社の指名する者（別途対象者の同意を得ない限り、人数は 3 名以内）を対象者の取締役として推薦できるものとし、対象者は、平成 21 年 3 月開催予定の対象者の第 66 期定時株主総会において、かかる被推薦者を対象者の取締役として選任する旨の議案を上程する。
- (h) 資本及び業務提携契約の有効期間は、平成 22 年 1 月 24 日までとする。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成20年7月16日付けプレスリリース「平成20年12月期 業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成20年2月13日に発表した個別業績予想の修正を公表しております。当該プレスリリースに基づく、対象者の平成20年12月期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）の通期の業績予想数値は以下のとおりです。

平成20年12月期（個別）通期業績予想の修正（平成20年1月1日～平成20年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想（A） （平成20年2月13日発表）	百万円 23,400	百万円 3,500	百万円 3,500	百万円 2,000
今回修正予想（B）	21,000	2,300	2,300	1,400
増減額（B－A）	△2,400	△1,200	△1,200	△600
増減率（%）	△10.3	△34.3	△34.3	△30.0
（ご参考）前期実績 平成19年12月期通期	22,642	3,288	3,255	2,244

- ② 平成20年12月期中間決算短信

対象者は、平成20年8月8日に、平成20年12月期中間決算短信を公表しております。当該公表に基づく同中間期の対象者の個別損益状況は以下のとおりです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

- (i) 損益の状況（個別）

中間会計期間	平成20年6月中間期（第66期中）
売上高（千円）	10,172,253
売上原価（千円）	7,446,570
販売費及び一般管理費（千円）	1,494,882
営業外収益（千円）	139,407
営業外費用（千円）	120,929
中間（当期）純利益（千円）	733,240

- (ii) 1株当たりの状況（個別）

中間会計期間	平成20年6月中間期（第66期中）
1株当たり中間純利益（円）	12.75
1株当たり純資産（円）	192.54

- ③ 対象者は、平成20年8月21日付けプレスリリース「中期経営計画「Power Up Plan」の見直しに関するお知らせ」において、平成20年2月13日に発表した新中期経営計画「Power Up Plan」の修正を公表しております。当該プレスリリースに基づく、対象者の平成22年12月期を最終とする中期経営計画の業績予想数値は以下のとおりです。

修正後（連結ベース）

	平成 20 年 12 月期 (計画)	平成 21 年 12 月期 (計画)	平成 22 年 12 月期 (計画)
売上高 (百万円)	23,500	25,000	28,000
営業利益 (百万円)	2,700	3,751	4,803
経常利益 (百万円)	2,600	3,678	4,733
当期利益 (百万円)	1,563	2,097	2,698

修正前（連結ベース）

	平成 20 年 12 月期 (計画)	平成 21 年 12 月期 (計画)	平成 22 年 12 月期 (計画)
売上高 (百万円)	25,500	28,000	30,000
営業利益 (百万円)	4,300	5,100	6,000
経常利益 (百万円)	4,200	5,000	6,000
当期利益 (百万円)	2,400	2,800	3,400

以 上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 20 年 8 月 21 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社ミヤノの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

このプレスリリースには、株式会社ミヤノ株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。